



山形県公報

平成18年1月27日(金)
第1711号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県庁内管理規則の一部を改正する規則.....(管財課)...103

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...104
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)...同
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....(同)...105
- 生活保護法による指定医療機関の再開の届出.....(同)...同
- 生活保護法による指定施術機関の指定.....(同)...同
- 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....(同)...106
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出.....(同)...同
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....(保健業務課)...同
- 結核予防法による指定医療機関の指定.....(同)...107
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....(都市計画課)...109
- 同.....(同)...同
- 道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)...同
- 一般国道の供用の開始.....(同)...同
- 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...110
- 県道の供用の開始.....(同)...同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)...111
- 大規模小売店舗の変更の届出.....(商業経済交流課)...同
- 県営住宅入居者の一般公募.....(村山総合支庁建築課)...113
- 同.....(庄内総合支庁建築課)...115
- 特定調達契約に係る落札者の公告.....(出納局)...117

## 規 則

山形県庁内管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第3号

山形県庁内管理規則の一部を改正する規則  
山形県庁内管理規則(昭和31年1月県規則第1号)の一部を次のように改正する。  
第8条第1項中「午後5時30分」を「午後5時45分」に改める。

附 則  
この規則は、平成18年2月1日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第46号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称                | 指定医療機関の所在地        | 指定年月日     |
|--------------------------|-------------------|-----------|
| 酒田市休日診療所                 | 酒田市本町三丁目11番40号    | 平成17.11.1 |
| 酒田市立酒田病院                 | 同 千石町二丁目3番20号     | 同         |
| 酒田市飛鳥診療所                 | 同 飛鳥字勝浦甲66番地      | 同         |
| 酒田市国民健康保険地見興屋診療所         | 同 地見興屋字前割7番地2     | 同         |
| 酒田市国民健康保険松山診療所           | 同 西田8番地1          | 同         |
| 酒田市平田診療所                 | 同 飛鳥字契約場35番地      | 同         |
| 横田耳鼻咽喉科医院                | 山形市桜田東二丁目10番40号   | 平成18.1.4  |
| 羽黒調剤薬局                   | 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰42番地5 | 同         |
| さとうクリニック                 | 南陽市宮内3500番地       | 同         |
| 社団法人鶴岡地区医師会 荘内地区健康管理センター | 鶴岡市馬場町1番34号       | 同         |

## 山形県告示第47号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地        | 廃止年月日      |
|----------------|-------------------|------------|
| さとうクリニック       | 南陽市宮内3500番地       | 平成17.10.31 |
| 横田耳鼻咽喉科医院      | 山形市桜田東二丁目10番40号   | 同          |
| 藤波内科医院         | 酒田市本町一丁目4番3号      | 同 11.30    |
| 羽黒調剤薬局         | 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰42番地5 | 同          |
| 医療法人 三須胃腸科内科医院 | 南陽市宮内3453番地       | 同 12.10    |

|             |               |   |       |
|-------------|---------------|---|-------|
| 佐久間小児科皮膚科医院 | 鶴岡市家中新町14番36号 | 同 | 12.31 |
|-------------|---------------|---|-------|

## 山形県告示第48号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成18年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 休止年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| ウチウミ薬局    | 山形市鉄砲町二丁目9番52号 | 平成17.11.30 |

## 山形県告示第49号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり再開する旨の届出があった。

平成18年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地       | 再開年月日      |
|-----------|------------------|------------|
| 蔵王温泉クリニック | 山形市蔵王温泉字川前903番地6 | 平成17.12.17 |

## 山形県告示第50号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成18年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定施術機関の名称 | 開設者名 | 指定施術機関の所在地       | 指定年月日      |
|-----------|------|------------------|------------|
| 長南接骨院     | 長南一穂 | 鶴岡市羽黒町荒川字宮東148番地 | 平成18. 1. 6 |

## 山形県告示第51号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成18年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称                | 施設又は実施する事業の種類  | 指定介護機関の所在地  | 指定年月日      |
|--------------------------|----------------|-------------|------------|
| 居宅介護支援事業所酒田市デイサービスセンター松山 | 居宅介護支援         | 酒田市字西田6番地   | 平成17.11. 1 |
| 酒田市デイサービスセンター松山          | 通所介護           | 同           | 同          |
| 訪問看護ステーションやわた            | 居宅介護支援<br>訪問看護 | 同 小泉字前田37番地 | 同          |

|                    |             |                           |           |
|--------------------|-------------|---------------------------|-----------|
| 指定通所デイサービスセンターキャット | 通所介護        | 同 東泉町三丁目2番11号             | 同 11.16   |
| 川西湖山病院             | 訪問リハビリテーション | 東置賜郡川西町大字下奥田字穴澤平3796番地20号 | 同 11.29   |
| いずみケアセンター通所介護事業所   | 通所介護        | 山形市長町一丁目9番59-17号          | 同 12.21   |
| 川西湖山病院             | 居宅療養管理指導    | 東置賜郡川西町大字下奥田字穴澤平3796番地20号 | 平成18.1.13 |
| 日向の家               | 通所介護        | 山形市上町五丁目7番8号              | 同 1.16    |

## 山形県告示第52号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年1月27日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日     |
|-----------------|---------------|----------------|-----------|
| クオリティケアサポート渋谷   | 居宅介護支援        | 東根市温泉町二丁目2番20号 | 平成17.8.31 |
| クオリティケアサポートセンター | 訪問介護          | 同              | 同 9.30    |

## 山形県告示第53号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成18年1月27日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地        | 休止年月日     |
|-----------------|---------------|-------------------|-----------|
| 居宅介護支援センターぴゅあふる | 居宅介護支援        | 米沢市大字三沢26106番地14  | 平成16.11.1 |
| ほなみケアセンター高畠     | 訪問介護          | 東置賜郡高畠町大字高畠521番地3 | 平成17.4.1  |
| 指定居宅介護支援事業所あじさい | 居宅介護支援        | 山形市美畑町13番14号      | 同 6.1     |
| 訪問介護事業所ケアサービス東北 | 訪問介護          | 尾花沢市大字芦沢1216番地1   | 同 12.1    |

## 山形県告示第54号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成18年1月27日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 所在地        | 辞退の効力発生年月日 |
|-----------|------------|------------|
| 細矢医院      | 新庄市万場町1番8号 | 平成17.5.31  |

|                      |                        |         |
|----------------------|------------------------|---------|
| あ き ほ 薬 局            | 酒田市大宮町一丁目 4 番14号       | 同 6.30  |
| 小 島 薬 局              | 同 亀ヶ崎四丁目 1 の37         | 同 8.31  |
| 穀 野 外 科 内 科 医 院      | 新庄市大字泉田字泉田10番 1 号      | 同 9.20  |
| 鶴 岡 市 立 荘 内 病 院      | 鶴岡市泉町 4 番20号           | 同 9.30  |
| 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院 | 同 大字湯田川字中田35番10号       | 同       |
| 朝日村国民健康保険大網診療所       | 東田川郡朝日村大字大網字興屋69番地の 1  | 同       |
| 朝日村国民健康保険上田沢診療所      | 同 大字上田沢字下中島25番地        | 同       |
| 温海町国民健康保険診療所         | 西田川郡温海町大字山五十川乙225番地の 2 | 同       |
| 医療法人 遠藤内科胃腸科医院       | 米沢市東三丁目 1 番45号 5       | 同 10. 1 |
| 千 年 堂 薬 局            | 鶴岡市泉町 8 番地の75          | 同       |
| 中村産婦人科内科医院           | 同 神明町10番27号            | 同 10.31 |
| 市 立 酒 田 病 院          | 酒田市千石町二丁目 3 番20号       | 同       |
| 酒 田 市 飛 鳥 診 療 所      | 同 飛鳥字勝浦甲66番地           | 同       |
| 町 立 八 幡 病 院          | 飽海郡八幡町小泉字前田37番地        | 同       |
| 松山町国民健康保険松山診療所       | 同 松山町字西田 8 番地の 1       | 同       |
| 医療法人 吉 川 医 院         | 長井市成田1621番地            | 同       |
| 羽 黒 調 剤 薬 局          | 東田川郡羽黒町大字荒川字谷地堰42番地の 5 | 同 11.30 |
| 藤 波 内 科 医 院          | 酒田市本町一丁目 4 番 3 号       | 同       |

## 山形県告示第55号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第 1 項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地            | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|------------------|------------|
| やまもと眼科クリニック       | 山形市元木三丁目 3 番 7 号 | 平成17. 6. 8 |
| ほなみ調剤薬局           | 鶴岡市ほなみ町 7 番 1 号  | 同          |

|                      |                          |         |
|----------------------|--------------------------|---------|
| あきほ薬局                | 酒田市大宮町一丁目4番14号           | 同 7.1   |
| 天童温泉矢吹クリニック          | 天童市楯ノ町土地区画整理事業18番街区1号、2号 | 同 8.1   |
| 小島薬局                 | 酒田市亀ヶ崎四丁目1の37            | 同 9.1   |
| 庄内すこやか薬局             | 東田川郡庄内町余目字猿田91番地の1       | 同       |
| さくら調剤薬局              | 新庄市大字福田字福田山774番地の35      | 同 9.21  |
| コスモ調剤薬局高畠店           | 東置賜郡高畠町大字相森57番地の11       | 同 9.27  |
| 医療法人大道寺遠藤医院          | 米沢市東三丁目1番45号5            | 同 10.1  |
| 鶴岡市立荘内病院             | 鶴岡市泉町4番20号               | 同       |
| 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院 | 同 湯田川字中田35番地の10          | 同       |
| 石井ファミリークリニック         | 東置賜郡高畠町大字相森57番地の13       | 同 10.11 |
| 酒田市立酒田病院             | 酒田市千石町二丁目3番20号           | 同 11.1  |
| 酒田市立八幡病院             | 同 小泉字前田37番地              | 同       |
| 酒田市国民健康保険松山診療所       | 同 字西田8番地の1               | 同       |
| すみれ調剤薬局西川町立病院前店      | 西村山郡西川町大字海味542番地の1       | 同       |
| 鶴岡市国民健康保険山戸診療所       | 鶴岡市山五十川乙225番地の2          | 同 11.22 |
| 酒田市飛鳥診療所             | 酒田市飛鳥字勝浦甲66番地            | 同 11.24 |
| 鶴岡市国民健康保険大網診療所       | 鶴岡市大網字興屋69番地の1           | 同 11.30 |
| 鶴岡市国民健康保険上田沢診療所      | 同 上田沢字下中島25番地            | 同       |
| 宝田整形外科クリニック          | 同 宝田一丁目9番80号             | 同 12.2  |
| 羽黒調剤薬局               | 同 羽黒町荒川字谷地堰42番地の5        | 同 12.6  |
| 医療法人杏山会吉川医院          | 長井市成田1621番地              | 同 12.19 |
| コスモ調剤薬局米沢中央店         | 米沢市中央三丁目4番2号             | 同 12.22 |
| A B C薬局成島店           | 同 成島町一丁目5番8号             | 同       |

山形県告示第56号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山辺町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道
  - (2) 名 称 山辺町公共下水道
- 2 縦覧の場所
  - 土木部都市計画課

山形県告示第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき長井市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 長井都市計画下水道
  - (2) 名 称 長井市公共下水道
- 2 縦覧の場所
  - 土木部都市計画課

山形県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年 1月27日から同年 2月 9日まで縦覧に供する。

平成18年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|-------------------------------|------|----------------------|------------|
| 新庄市北町314番から<br>同 石川町263番 2 まで | 旧    | 17.5メートル<br>?<br>9.8 | メートル<br>87 |
| 同 上                           | 新    | 23.5メートル<br>?<br>9.8 | 同 上        |
| 同 上                           |      | 10.0メートル<br>?<br>9.6 | メートル<br>54 |

山形県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年 1月27日から同年 2月 9日まで縦覧に供する。

平成18年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 458号

- 2 供用開始の区間 新庄市北町314番から  
同 石川町263番2まで
- 3 供用開始の期日 平成18年 1月28日

山形県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年1月27日から同年2月9日まで縦覧に供する。

平成18年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|----------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 西置賜郡白鷹町大字高岡字塩田2872番2 から<br>同 2904番2 まで | 旧    | 8.0メートル<br>と<br>12.5 | メートル<br>116 |
| 同 上                                    | 新    | 8.0メートル<br>と<br>16.0 | 同 上         |

山形県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年1月27日から同年2月9日まで縦覧に供する。

平成18年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字高岡字塩田2872番2 から  
同 2904番2 まで
- 3 供用開始の期日 平成18年 1月27日

山形県告示第62号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

|           |                |     |
|-----------|----------------|-----|
| " 酒田支店    | 酒田市中町二丁目6番17号  | " " |
| " 酒田千石町支店 | " 千石町一丁目12番32号 | " " |

を

|        |               |     |
|--------|---------------|-----|
| " 酒田支店 | 酒田市中町二丁目6番17号 | " " |
|--------|---------------|-----|

に、

|        |            |     |
|--------|------------|-----|
| " 新庄支店 | 新庄市沖の町5番5号 | " " |
|--------|------------|-----|

を



|         |              |     |
|---------|--------------|-----|
| ” 新庄西支店 | ” 千門町 2 番19号 | ” ” |
|---------|--------------|-----|

|        |               |     |
|--------|---------------|-----|
| ” 新庄支店 | 新庄市沖の町 5 番 5号 | ” ” |
|--------|---------------|-----|

|                  |                     |     |
|------------------|---------------------|-----|
| ” 米沢支店<br>米沢西出張所 | 米沢市西大通一丁目<br>4 番17号 | ” ” |
|------------------|---------------------|-----|

|                  |                     |     |
|------------------|---------------------|-----|
| ” 米沢支店<br>米沢西出張所 | 米沢市西大通一丁目<br>4 番17号 | ” ” |
|------------------|---------------------|-----|

|                        |                     |     |
|------------------------|---------------------|-----|
| ” 酒田支店<br>酒田千石町出<br>張所 | 酒田市千石町一丁目<br>12番32号 | ” ” |
|------------------------|---------------------|-----|

|                  |               |     |
|------------------|---------------|-----|
| ” 新庄支店<br>新庄西出張所 | 新庄市千門町 2 番19号 | ” ” |
|------------------|---------------|-----|

に、

を

に改める。

## 附 則

この規程は、平成18年 1月30日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年 1月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 かんがるうネット
  - (2) 代表者の氏名  
瀬川 泰美
  - (3) 主たる事務所の所在地  
天童市交り江二丁目 6 番17号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、おもに家庭で子育てしている親に対して、価値観の多様化や、家庭をとりまく地域社会の環境の変化の中、子育ての孤立感や負担感を軽減するとともに、地域社会や家庭の教育力を高め、地域での子育ての支援の充実と、子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成18年 5月27日まで縦覧に供する。

平成18年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグアサヒ鶴岡店

鶴岡市美咲町34番26号

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社庄子デンキ 宮城県仙台市太白区長町二丁目1番39号  
代表取締役 本多 利範

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

| 名 称       | 所 在 地        |
|-----------|--------------|
| 電激倉庫 新鶴岡店 | 鶴岡市美咲町34番26号 |

(変更後)

| 名 称            | 所 在 地        |
|----------------|--------------|
| スーパードラッグアサヒ鶴岡店 | 鶴岡市美咲町34番26号 |

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称       | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------------|---------|
| 株式会社庄子デンキ | 宮城県仙台市太白区長町二丁目1番39号 | 菅 原 啓 之 |

(変更後)

| 名 称       | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------------|---------|
| 株式会社庄子デンキ | 宮城県仙台市太白区長町二丁目1番39号 | 本 多 利 範 |

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称       | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------------|---------|
| 株式会社庄子デンキ | 宮城県仙台市太白区長町二丁目1番39号 | 菅 原 啓 之 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所                     | 代表者の氏名 |
|--------------|-------------------------|--------|
| 株式会社横浜ファーマシー | 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番地34 | 松 山 稔  |

## 4 変更年月日

- (1) 3の(2)に掲げる事項

平成17年6月23日

- (2) (1)以外の事項

平成17年12月23日

## 5 届出年月日

平成18年1月16日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年5月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地            | 形態   |      | 公衆戸数 | 区分            | 家賃              |                            |                            |                            |                            | 概要     |                            |
|--------------|----------------|------|------|------|---------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|
|              |                | 仕地形式 | 坪単価  |      |               | 収入が120,000円以下の者 | 収入が130,000円を超え150,000円以下の者 | 収入が150,000円を超え170,000円以下の者 | 収入が170,000円を超え190,000円以下の者 | 収入が190,000円を超え210,000円以下の者 |        | 収入が210,000円を超え230,000円以下の者 |
| 県営錦川第二アパート1号 | 山形市錦川町三丁目13-48 | 3K   | 44.4 | 2    | 一般用           | 11,800          | 14,800                     | 16,900                     | 19,900                     | 20,000                     | 20,000 | 20,000                     |
| 同 錦川第二アパート3号 | 同 17-25        | 同    | 44.4 | 2    | 同             | 12,000          | 14,600                     | 17,300                     | 19,900                     | 20,000                     | 20,000 | 20,000                     |
| 同 宮町アパート4号   | 同 宮町二丁目8-32    | 3DK  | 62.6 | 1    | 同             | 21,700          | 26,300                     | 31,100                     | 35,900                     | 41,500                     | 45,200 | 46,200                     |
| 同 長清水アパート5号  | 同 長清水一丁目10-15  | 同    | 67.7 | 1    | 同             | 21,800          | 26,400                     | 31,200                     | 36,000                     | 41,600                     | 47,800 | 47,800                     |
| 同 長岡アパート2号   | 同 長岡中里1-2      | 同    | 75.9 | 1    | 同             | 27,400          | 33,800                     | 39,400                     | 45,400                     | 52,500                     | 60,200 | 60,200                     |
| 同 天童駅前アパート1号 | 同 田鶴町四丁目18-17  | 同    | 66.5 | 1    | 同             | 22,900          | 27,800                     | 32,900                     | 38,000                     | 43,800                     | 50,300 | 50,300                     |
| 同 天童南都アパート4号 | 同 南町三丁目18-4    | 2LDK | 70.1 | 1    | 特定自治品<br>競争入札 | 25,900          | 31,400                     | 37,200                     | 42,900                     | 49,600                     | 56,900 | 56,900                     |
| 同 近江アパート2号   | 同 某村山部山辺町近江1-1 | 3DK  | 64.2 | 1    | 一般用           | 18,400          | 22,300                     | 26,400                     | 30,500                     | 35,200                     | 40,400 | 40,400                     |
| 同 中原アパート1号   | 同 中山町大平泉町881-2 | 同    | 69.4 | 1    | 同             | 22,600          | 27,400                     | 32,400                     | 37,400                     | 43,200                     | 49,600 | 49,600                     |

（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成18年2月3日から同月9日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間AM10:00～PM4:30）  
（ただし、郵送の場合は、平成18年2月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成18年4月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                 | 形式   |      | 公衆<br>戸数 | 区分  | 家賃                      |                                     |                                     |                                     | 敷金     | 備<br>考 |                                     |
|-----------------|---------------------|------|------|----------|-----|-------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------|--------|-------------------------------------|
|                 |                     | 形式   | 坪単価  |          |     | 収入が<br>127,000円<br>以下の者 | 収入が128,000円<br>を超え133,000円<br>以下の場合 | 収入が133,000円<br>を超え138,000円<br>以下の場合 | 収入が138,000円<br>を超え143,000円<br>以下の場合 |        |        | 収入が143,000円<br>を超え148,000円<br>以下の場合 |
| 県営美原アパー<br>ト3号B | 鶴岡市美原町19<br>-23     | 3DK  | 77.0 | 1        | 一般用 | 21,000                  | 25,800                              | 30,200                              | 34,800                              | 40,200 | 46,200 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額            |
| 同 美原アパー<br>ト1号  | 同 美原本町<br>見越16-1    | 同    | 68.5 | 1        | 同   | 16,800                  | 20,000                              | 23,600                              | 27,300                              | 31,500 | 36,200 |                                     |
| 同 水広アパー<br>ト3号A | 同 水広町23<br>-20      | 2LDK | 69.3 | 1        | 同   | 22,300                  | 27,000                              | 32,000                              | 36,900                              | 42,600 | 48,900 |                                     |
| 同 遊佐アパー<br>ト    | 船海郡遊佐町遊<br>佐本田子10-2 | 3DK  | 59.3 | 1        | 同   | 13,800                  | 16,700                              | 19,800                              | 22,900                              | 26,400 | 30,300 |                                     |

（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成18年2月6日から同月10日まで（ただし、郵送の場合は、平成18年2月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成18年4月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

建築設計支援システム 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成18年1月11日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ハイテックシステム 山形市飯田三丁目1番10号
- 5 落札金額 28,875,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成17年10月28日